

大陸棚に関する国際法委員会最終報告

桑原輝路

1

国連国際法委員会の第八会期は、1956年4月23日から7月4日まで、ジュネーヴの国連ヨーロッパ事務局において、Gilberto Amado (ブラジル)、Douglas L. Edmonds (アメリカ)、Gerald Fitzmaurice (イギリス)、J. P. A. François (オランダ)、F. V. Garcia Amador (キューバ)、Shuhsi Hsu (中国)、el-Khouri (シリア)、S. B. Krylov (ソ連)、L. Padilla-Nervo (メキシコ)、Radhabinod Pal (インド)、Carlos Salamanca (ボリヴィア)、A. E. F. Sandström (スウェーデン)、Georges Scelle (フランス)、Jean Spiropoulos (ギリシャ)、Jaroslav Zourek (チェコスロヴァキア)の委員の出席、議長 F. V. Garcia Amadorのもとに開催された。

第八会期報告には第二章に海法 (law of the sea) に関する委員会の最終報告が含まれている。海法に関する最終報告は、領海と公海の二つの部に分け、公海の部はさらに、(1)公海の一般制度、(2)接続水域、(3)大陸棚、の三つの部分に分れている(総会決議899(IX)により、委員会が採決した公海、領海、大陸棚、接続水域及び海の生物資源の保存に関するすべての規則の体系化が要求されている)。ここでは第三項 大陸棚 に関する委員会報告だけを取りあげる。

国際法委員会はその第三会期(1951)年において、特別報告者フランスの第二報告を基礎にして、大陸棚及び関連問題すなわち海の資源の保存、定着漁場、接続水域の諸問題を討議し、それらについての条文案を作成した。そしてこの条文案に関する諸国政府の意見を求めた。

次に大陸棚の問題が討議されたのは第五会期 (1953) 年においてである。同会期において委員会は、十八ヶ国の政府より寄せられた意見を参照し、かつ特別報告者の第四報告を基礎にして、(1)大陸棚 (2)海の漁業資源 (3)接続水域

の三問題を審議し、それらに関する改正条文案を作成した。

第八会期（1956年）において委員会は、この1953年案を再検討したのち最終報告を採決した。

第八会期における海法に関する委員会の最終報告は、1954年12月14日の第九国連総会における決議 899号（IX）で要求されているところのものである。それよりまえ1953年第八国連総会るとき、総会及び第六委員会は海に関する諸問題はすべて密接に関連にあるものであるから、海に関するすべての問題が国際法委員会によつて研究しつくされ、それについて総会に報告されない限り、総会は公海制度あるいは領海制度のいかなる面をも検討しない旨の決議（1953年12月7日の決議 798号）を行つていた。ところが国際法委員会の研究は予想以上に長びく気配をみせ、特に領海に関して満足な一致を得ることの不可能性が予見されるに及んで、関連問題とくに大陸棚の問題を窮境におとし入れることになつた。そこで第九国連総会において若干の有力な海国、とくにアメリカとイギリスは大陸棚に関する委員会案を承認させることを急がせたようであつた。同案は幾多の欠陥を有しているにもかかわらず、彼等の主張を原則的に承認しているところのものであつた。その結果第六委員会への共同決議案（アメリカ、イギリス、ベルギー、オランダ、中国、ニュージーランド）の提出となつた。同共同決議案には公海制度及び領海制度との関連における大陸棚の問題の検討は遅滞なく行われねばならぬと述べられており、この問題は1955年の会期日程に記入されること、そして国際法委員会はその事業を継続し、できるだけ早くそれを完了することを共同決議案署名国は要求している。それに対しこの案に反対の第六委員会に代表を送つている大多数の国、とくに南アメリカのグループは、1953年の延期決議を支持した。大陸棚の問題をめぐつて、ここに二つの立場の対立がみられた。一方は広大な大陸棚に恵まれている大国側のそれで、委員会案は既に大陸棚に対する彼等の主張を原則的に認めているものであつた、従つてそれが速かに討議に付され、彼等の事実上の地位が確乎たるものとなることを希望する立場。他方は他の諸国、特に南アメリカ諸国のそれで、この問題が公けに討議されることよりも、むしろ大陸棚に恵まれていないことの代償としての彼等の主張が、そのままの形で安定されることを願う現状維持

の立場。この対立は国際法委員会の最終報告の提出を第十一総会とし、それまで委員会に研究に必要な時間を与えること、委員会の最終報告を第十一総会の仮日程に記入することで両者が妥協した。しかしこの総会の決定には、果して国際法委員会に問題研究のための必要な時間を与えられたか、また諸国政府に対して委員会草案を検討し意見を提出するに必要な猶予が与えられているかという疑問が残る。委員長サンドストローム及び委員会書記袁立良はその点を総会に対して指摘することを怠らなかつた。委員会が第八会期において大陸棚を含めた海法に関する諸問題の最終報告の作成を要求されるに至つたのは以上のような経緯によるものである。

第八会期における大陸棚問題の再検討は、大陸棚の限界（定義）に関する点（第67条）を除いては、1953年案に大きな変更をもたらさなかつた。

大陸棚に対する委員会の基本的立場は、大陸棚に対しては沿岸国が主権的権利を行使するという事、ただしこの権利の行使は大陸棚の天然資源の調査及び開発という目的にだけ限られるということ、しかし上部水域及び上空に対しては沿岸国のいかなる権利の要求をも認めないということである。

海底地域の天然資源の開発は、沿岸国にではなく国際的な機関に委ねらるべきであるという一部の主張に対しては、委員会は次の二つの点をあげて反対している。すなわち現状においてはそのような国際管理は実際的に極めて困難であろうということ、そして人類の必要を充すにたる天然資源の効果的な開発を確保しえないだろうということ。

また大陸棚の開発とそれによつて生ずるかもしれない上部水域の航行の自由の侵害の問題に関しては、委員会は次のような意見である。すなわち沿岸国の管理と管轄の権利の行使を含む大陸棚の海床及び下層土の踏査と開発は、とくに航行に関して海洋の自由に影響を与えるかもしれないが、しかしだからといってそれが全人類の利益の発展を妨げるための十分な理由とはなりえない。しかし海洋の自由は国際社会にとつて最も重要なものである。従つて全人類の利益の発展が海洋の自由に対してもたらす障害は、どうしても避けられない程度の最少限にとどめるべきであつて、それを保障するための必要な措置がとられねばならない。このような措置がとられるならば、大陸棚の海床及び下層土の

開発の必要と、海それ自身が航行及び漁業のためにすべての国民に開放されておらねばならないという要求とを調和させることが出来る。

以上のような立場と考察にもとづいて委員会は大陸棚に関して七、八条の条文を採決し、この問題に関する最終報告を作成した。

2

第八会期において採択された大陸棚に関する諸条は次の如きものである。

第3節 大陸棚

第67条 ここにおいて「大陸棚」という言葉は、海岸に隣接しているがしかし領海区域の外にある海底地域の海床及び下層土で200メートル（凡そ100尋）の深さまでのもの、あるいはその限界以上でも上部水域の深さがその海底地域の天然資源の開発をゆるすところのものに関して使用される。

第68条 沿岸国は大陸棚に対し、その天然資源を調査し開発する目的のため主権的権利を行使する。

第69条 大陸棚に対する沿岸国の権利は、公海としての上部水域の法的地位または同水域の上空の法的地位に影響を及ぼすものではない。

第70条 沿岸国は大陸棚の調査及びその天然資源の開発のため合理的な措置をとる権利を有するが、それにもとづいて大陸棚上における海底電線の敷設または維持を妨げることはできない。

第71条 1. 大陸棚の調査及びその天然資源の開発は、航行、漁業または海の生物資源の保存についていかなる不当な妨害も及ぼしてはならない。
2. 本条の第一項及び第五項の規定を条件として、沿岸国は大陸棚の調査及びその天然資源の開発に必要な設備を大陸棚上に設置し、かつ維持する権利を有し、またそのような設備の周囲に適当な距離の安全区域を設け、その区

域内において設備保護に必要な措置をとる権利を有する。

3. そのような設備は沿岸国の管轄下におかれるが、島の地位を有するものではない。これらの設備は自身の領海をもたず、またその存在は沿岸国の領海の境界劃定に影響しない。
4. 設置されたいかなる設備についても当然の告知が与えられねばならないし、またその存在の警告を与えるための永久的措置が維持されねばならない。
5. 設備それ自身に限らず設備の周囲の安全区域も、狭い水道のなかにおいては、あるいは国際航行にとつて欠くべからざる承認された水路において障害となるかもしれないところにおいては設置しえない。

第72条 1. 同一の大陸棚が、沿岸が互に向い合っている二国あるいはそれ以上の国の領土に隣接しているところでは、それぞれの国に属する大陸棚の境界は、それらの国の間の協定によつて決めらるべきである。協定のない場合で、かつ特殊な事情によつて他の境界線が正当と認められるのでなければ、境界は中央線すなわちその線上のあらゆる点がそれぞれの国の領海の広さを測定するときの基算線から等距離にある線である。

2. 同一の大陸棚が隣接している二国の領土に接しているところでは、大陸棚の境界は二国間の協定によつて決めらるべきである。協定のない場合で、かつ特殊な事情によつて他の境界線が正当と認められるのでなければ、境界は二国それぞれの領海の幅を測定するときの基算線からの等距離原則の適用によつて決めらるべきである。

第73条 67条から72条までの解釈または適用に関する国家間のいかなる紛争も、他の平和的解決の方法について意見の一致をみない場合には、いずれかの当事国の請求によつて国際司法裁判所に付託さるべきである。

3

次に大陸棚に関する諸条と同時に採択された各条に付された註釈によりつつ、各条の意味を検討してみよう。

第67條について

まづ大陸棚の定義については、1951年案、1953年案、最終案と三転している。1951年案では次のようになっている（「大陸棚及び関連問題に関する条文案」第一条）。

ここで使用される「大陸棚」という言葉は、海岸に接続しており、かつ領海区域の外にある海底地域の海床及び下層土であつて、その上にある水の深さが海床及び下層土の天然資源の開発を可能にするものをいう。

すなわち大陸棚の限界決定に「開発可能」という基準を採用している。1953年案ではそれが次のように書きかえられた（「公海の制度」第二節 大陸棚第一条）。

ここにおいて「大陸棚」という言葉は、海岸に接続しており、かつ領海区域の外にある海底地域の海床及び下層土であつて、200メートルの深さまでのものをいう。

ここでは地質学的基準が採用されている。1953年案を再検討した第八会期においては、この地質学的基準による定義に、さらに1951年案の開発可能の基準を附加した。つまり最終案は1951年案と1953年案との抱き合わせの形をとっている。この三転の経過をふりかえつてみよう。

大陸棚という言葉はもともと地質学上の用語である。しかし委員会は最初から大陸棚の法律上の定義に地質学的概念を採用することをしなかつた。その理由は第一に大陸棚の地質学的概念そのものが不明瞭であるからであり、第二に地質学的概念では海の深さからいつて、大陸棚のある場合と同じように下層土の開発を可能にするような海底地域に対して疑問が生じ、そこに差別的な制度を適用することは正当ではないと考えたからである。この第二の理由からいわれる大陸棚の法律上の定義における限界決定に「開発可能」という基準が考えられる。大陸棚の用語のみの借用であつて、地質学的概念からは無縁であるため、開発が可能でない海底地域はたとえ地質学的意味の大陸棚であつても、いわゆる「大陸棚」からは除外され、また大陸に限らず島に接続する海底地域もそれが開発可能ならば「大陸棚」である。

しかし委員会は大陸棚の限界決定にもう一つの基準すなわち水深 200 メートルの限界を考えた。これは一般的に地質学的意味の大陸棚が終了し、そこから深海部へおちこむところの深さである。その意味で水深 200 メートルの限界を地質学的基準とよんでもよいであろう。しかしこの場合も 200 メートルという数字的限界の借用のみであつて、従つてこの基準が採用された場合（1953年案）でも、水深 200 メートルまでの海底地域はすべて「大陸棚」であり、それが地質学的意味の大陸棚であるか否かを問わない。

委員会は大陸棚討議の最初から大陸棚の定義における限界決定に、この二つの基準すなわち開発可能の基準と地質学的基準とを考慮した。まず1951年案において開発可能の基準が採用された。その理由として地質学的基準すなわち 200 メートルの限界の採用の不安定性が指摘された。すなわち近い将来において技術の発達は 200 メートル以上の深さの海床及び下層土の資源を開発することを可能にするかもしれないし、また 200 メートル以上の深さの海床及び下層土の開発が、200 メートル以下の隣接地域に設けられる施設によつて可能な場合もあるかもしれない。従つて現在では 200 メートルの限界がすべての実際の必要に対して充分なものであろうが、200 メートルの基準の採用は上のような意味から安定したものではない。そこで地質学的基準がすてられ、開発可能の基準がとられたのである。

ところが1953年案では、1951年案において不安定性をもたらすという理由で斥けられた地質学的基準すなわち 200 メートルの限界が採用され、開発可能の基準はあつさり放棄されてしまつた。委員会にこの急旋回をもたらした直接の原因は、この間諸国政府によつて提出された意見書である。この意見書に照らしてみても、1951年に暫定的に採択された条文は必要な確定性を欠いており、また紛議をひきおこすかもしれないという結論に到達した。そこで第三会期における批判にもかかわらず、200 メートルの限界を選ぶことに決定したのは、今度は次のような考え方をし、また見方をとつたからだといふ。すなわち 200 メートルの限界は現在においても、また来るべき永い将来においてもすべての実際の目的に対して充分なものであろうし、また一定の限界の採用はとくに隣接国間の、あるいは向い合つている国の間の大陸棚の境界を決める

場合に著しい利益があるだろうし、国によつていろいろな限界を採用することは、領海の幅員に関する紛争と同じ種類の困難をひきおこすかもしれない。将来における技術の進歩を予想した場合の200メートル限界の採用の不安定性については、200メートル以上の開発が可能になるかもしれないが、そのときは修正されればいいのであつて、少なくともその間だけでも適当な限界をもつことは非常な利益があると委員会は考え直した。従つて1953年案における地質学的基準の採用は、それ故に1951年案において採用されなかつたこの基準採用の不安定性の否定の結果では決してなかつたのである。

次のようにいうことができるだろう。すなわち1951年案においては、地質学的基準の欠点が強調されて、開発可能の基準が採用されたが、1953年案においては諸国政府の意見書に再考慮を促され、今度は開発可能の基準の欠点を指摘し、地質学的基準のもつ長所を強調することによつてこれを採用し、結局若干の国の意見書の圧力に押された。

しかし委員会はいずれをも決定的なものとみることができず、従つて最終案において新しい別の契機が与えられることによつて、再び開発可能の基準が、しかも最初とは異なる性質を帯びて蘇生することになるのである。

1953年案を再検討して決定された第八会期の最終案は、上記の如く1953年案の地質学的基準に1951年案の開発可能の基準の附加という形をとつた。1953年案のこの修正は、1956年3月ドミニカ共和国のトルヒヨ (Ciudad Trujillo) で開催された「天然資源の保存・大陸棚及び大洋水域」についての米州専門会議が、沿岸国の権利は200メートルの限界を越えて「そこにおいて上部水域の深さが海床及び下層土の天然資源の開発を許すところにまで」拡張されるべきであるという結論に到達したことを委員会が注目した結果である。この米州専門会議の結論と同様な主張が、若干の委員によつて行はれ、1953年案の変更が提案された。地質学的基準の採用による200メートルの限界が、現在の実際的必要に一致していないというのではなく、一方にこの限界を維持しつつ、他方この基準のみの採用の結果として生ずる200メートル以上の大陸棚の開発の禁止を非とし、たとえそれが将来のことに属するとはいへ、200メートル以上の深さの海床または下層土の開発が、技術的に可能となつたならば、ただちにこの限

界を超える権利が認められるように修正されるべきであると唱えられた。そのため1953年案に、「あるいはその限界以上でも上部水域の深さがその海底地域の天然資源の開発をゆるすところ」という言葉が付け加えられるべきであると提案された。この附加の無益と危険性を唱える若干の委員の反論にもかかわらず、委員会の多数はこの附加に賛成し決定した。つまり委員会の注目した米州専門会議の結論を、委員会の結論としたのである。

最終案は地質学的基準の採用による定義の不安定性——それ故に1951年案においてこの基準が斥けられ、この基準を採用した1953年案においてもそれを否定しえなかつた——を、1951年案における開発可能の基準の附加によつて解消しようとしたかにみえる。しかしこの附加について、それによつて1953年案における一定の数字的基準の採用による限界の確定性が損われるということ以外に、次のことを指摘する必要がある。すなわち開発可能の基準が単独に採用された場合と、それが地質学的基準への附加という形で採用された場合とでは、その意味が若干異つてくるということである。開発可能の基準は、1951年案における如くそれが単独で採用される場合には、委員会がその点に注目したように、将来の技術的発達にも対応することができ、従つて定義の安定性が得られるという面ももっているが、それと同時にまた現在の開発可能の有無によつて大陸棚を限界づけようとする現実主義的な面のあることも否定することはできない。しかし開発可能の基準が、200メートル限界の地質学的基準への附加という形で採用される場合には、少なくともこの基準のもつ現実主義的な面は失われることになる。何故なら200メートル限界は現在の可能性をはるかに越えているものだからである。従つて最終案は、1953年案への1951年案の附加という形をとりながらも、そこにおける開発可能の基準のもつ意味は、1951年案のそれとは若干異なるものであるということが出来る。将来の技術的発達が200メートルの限界を越したならば、再び開発可能の基準のもつ現実主義的な面が生きてくるともいえるが（そうなつたからといつて、最終報告における定義が、1951年案の定義と同じの意味をもつことにはならない。何故なら1951年案はまた開発が技術的に可能でない地域は大陸棚から除外しようというプラグマティックな性格をもつものであり、開発を技術的に不可能にする条件は、水深以外にも

考えられるから、200メートル以下の海底地域においても「大陸棚」でない部分が依然として残ると考えられる)、もしそうなつたならば再び限界の確定性の名のもとに、新しい「200メートル限界」が要求されることになるだろう。それは遠い将来のことに属するというならば、委員会もまたこの遠い将来のことを考えて、定義の安定性の名のもとに最終案において修正を加えたのである。最終案における大陸棚の定義が、決して前二案のそれに優るとは考えられない。

委員会のいう「大陸棚」は、最初からこの語の地質学的概念とは異なるということについては前に述べた。最終案の定義における「大陸棚」もやはり同様であつて、委員会は地質学的概念から或程度まで逸脱していると述べているが、むしろ地質学からは「大陸棚」という名称と200メートルという数字だけを借用したのであつて、委員会の「大陸棚」は地質学的意味の大陸棚にこだわる必要のない全く別個の概念であると見た方が簡単である。最終案の定義における「大陸棚」には、確かに水深200メートル以内の地質学的意味の大陸棚のすべてが含まれるだろう。しかしそれと同時に地質学的意味の大陸棚に該当しない水深200メートル以内のすべての海底地域——大陸に接続するものであろうと、島に接続するものであろうと——の海床及び下層土も含まれる。水深200メートル以上の地質学的意味の大陸棚は、開発不可能ならば委員会の「大陸棚」には含まれない。しかし水深200メートル以上の海底地域で開発が可能ならば、地質学的意味の大陸棚であらうとなかろうと、委員会の「大陸棚」に含まれる。このような意味で委員会が「海底地域」という用語より、「大陸棚」の用語を選んだからといって、決してこの語の地質学的概念にとらわれる必要はない。委員会の定義における「大陸棚」はそれとは全く別個の概念である。

第68条について

1951年案においては次のようになつている(第2条)。

大陸棚は、それを調査し、またその天然資源を開発する目的のため、沿岸国による管理及び管轄権の行使を受ける。

1953年案においては、それが次のように改められた(第2条)。

沿岸国は大陸棚に対し、その天然資源を調査し開発する目的のため主権的権利を行使する。

最終案はこの1953年案をそのまま踏襲した。

1951年案と1953年案及び最終案との相違は、沿岸国による「管理と管轄」の行使が、「主権的権利」(sovereign rights, droits souverains)の行使に改められたことである。

いずれにしても、大陸棚に対する権利行使の主体が「沿岸国」であるということについては、委員会の終始一貫した立場である。委員会が、大陸棚に対する権利の行使を沿岸国に認めるのは、決して諸国の最近の慣行に基礎をおいているのではなく、それは次のような理由、または実際の考慮によるものである。すなわち大陸棚が最初の先占者によつて占有されうる無主物とみなされることは不都合であつて、それに沿岸国が反対するのは自然なことであり、大陸棚の天然資源の効果的な開発は、多くの場合沿岸国の領土上にある設備に依存しなければならないものであり、また大陸棚とそれに接続する陸地との間の関係について、近接、接続、地理的連続、従属物、同一性といったような如何なる用語が使われようと、その地理的現象を無視することはできない。

従つて大陸棚の天然資源の開発を国際機関に委ね、大陸棚の国際化をはかるという考えを委員会はとらなかつた。それは現状においては、そのような国際化は打ち勝ち難い実際上の困難にあうであろうし、人類の必要に合致する欠くべからざる天然資源の効果的な開発を確保しえないであろうし、また大陸棚は世界の多くの部分に存し開発は極めて異つた条件で企てられねばならないから、現在において開発を国際機関に委ねることは実際的ではないというのがその理由である。

しかし委員会は、次のような種類の国際機関の設立の可能性を斥けなかつた。すなわち一般的利益のため大陸棚の最も有効な利用を促進することを目的とする科学的研究と援助のための国際機関。

以上の如く大陸棚に対して権利を有するのは沿岸国であるが、次にその権利の性質は如何。

まず沿岸国は、大陸棚を調査し、またその天然資源を開発する目的のため

(あるいは、大陸棚の天然資源を調査し、また開発する目的のため)、大陸棚に対して権利を行使する。つまり大陸棚に対する沿岸の権利行使の目的は、いずれも大陸棚の天然資源の調査及び開発であつて、1951年案も1953年案も、また最終案も同様である(両案の表現に若干の差異があるが、意味は同じ)。従つて沿岸国は、この目的以外の権利を行使しえない。次にこの目的で行使される沿岸国の権利の性質は、1951年案においては「管理及び管轄権」であり、1953年案及び最終案では「主権的権利」である。1953年案におけるこの変更は、やはりこの間に提出された諸国政府の圧力、委員会をして政治的現実を直接に、または間接に認めさせようとした圧力によるものであろう。そしてそのように変更することによつて、委員会は大陸棚に対する主権の反対者に対しても、また賛成者に対しても満足を与えようとはかつたものと思われる。しかし依然として制限的である。つまり大陸棚に対する沿岸国の権利は、大陸棚の天然資源の調査及び開発という目的のための権利(主権的権利)であつて、「主権」ではない。主権とは、委員会によれば国家がその領土及び領海に対して行使しているような総括的な権限なのであつて、従つて大陸棚の天然資源の調査とか開発とかいつた特定の目的のためにのみ行使される権利を「主権」とよぶことはできないわけである。そのような意味で「主権的権利」の語に改められたとはいへ、依然として制限的なのである。委員会が大陸棚に対する沿岸国の主権を認めなかつたのは、大陸棚の上部水域とその上空の完全な自由の原則の保持を、決定的重要性あるものと考え、従つてそれと相容れぬ解釈に役立つような言葉を避けようとしたからである。

1953年案において改められ、それがそのまま最終案に維持された大陸棚に対する沿岸国の「主権的権利」とは次の如きものである。すなわち大陸棚の天然資源の調査及び開発という目的に必要な、またそれに関連するすべての権利。従つてそれらの権利の中には、法違反の防止及び処罰に関する裁判管轄権も含まれる。また沿岸国が、たとえ大陸棚を開発しない場合でも、他国がそれをなすのは沿岸国の同意を得た場合に限りという意味で、沿岸国の権利は排他的である。

いうまでもなく、委員会としてはこのように大陸棚に対する主権的権利を沿

岸国に認めることは、国際社会の現在の必要に一致しているのであつて、決して海洋自由の原則と矛盾しないと考へている。

沿岸国がその権利を行使する場合、外国の国民の既得権を尊重しなければならないこと、すなわち外国の既得権との衝突があつた場合には、天然資源の調査及び開発の要求によりやむをえず生じた場合でも、外国人の権利の尊重に関する国際法規に従うという点、及び大陸棚の「天然資源」の中には定着漁場の産物、特に海床に永久的に附着している天然資源は含まれるが、底魚及び海中に生活しているが時にその棲息地を海底にもつか、あるいは海底で繁殖するところの他の魚にも、また海床上に横たわり、あるいは砂に被われたりしている難破船及び積荷（金銀塊を含む）に対しても、沿岸国の権利は及ばないという点については変らない。

1951年案（第3条、第4条）の「管理及び管轄権」が、1953年案（第3条、第4条）において当然「主権的権利」となり（但し、条文は単に沿岸国の「権利」）、表現が若干改められたほかは同主旨であり、また最終案においては一條にまとめられた以外、1953年案と変らない。

委員会は、前にも述べた如く海及びその上空の自由の原則は最も重要な原則であるとの考へに立ち、大陸棚に関する諸条もこの至上原則のみに従い、またその軌道内にのみある大陸棚の制度を規定するものとして企てられたものであることを強調する。

従つて本条によつて、大陸棚に対する沿岸国の主権的権利にもかかわらず、海の自由の尊重が確保される旨をうたつたのである。大陸棚に対する沿岸国の主権的権利は、単に大陸棚の海床及び下層土にのみ及びうるのであつて、上部水域には及ばない。公海の部分であり、依然としてそれにとどまつている上部水域に対しては、いかなる管轄権も、あるいは排他的権利も与えられない。上空に対しても同様である。すなわち大陸棚に対する沿岸国の権利は、公海としての上部水域の法的地位、またはその上空の法的地位に、何等影響を与えない。この原則に対する変更や例外は、条文上明白に規定されているもの以外は許されない。

第70條について

1951年案（第5条）と1953年案（第5条）及び最終案とは、沿岸国の権利の性質が異り、またそれぞれ若干の表現の相違があるが、三案とも同趣旨である。海底電線敷設の自由も、海洋自由の原則の一内容をなすものと考えられる。従つて本条によつて沿岸国は大陸棚の海床上における海底電線の敷設を許すことを要求される。但し沿岸国は、海床及び下層土の天然資源の開発との不当な衝突を避けるために、電線が辿らるべき線に関する条件を課しうることが認められる。

委員会は同様な規則が送油管にも適用さるべきかどうかを考慮し、原則的には送油管にも適用さるべきであると考へた。しかし問題は次のような事実によつて複雑となる。すなわち送油管の場合には、しばしば若干の地点にポンプ場 (pumping station) を設けることが必要となるだろう。それは電線よりも開発の妨げとなるかもしれないし、沿岸国にとつてはより多く不自由を感ずるかもしれない。いずれにしてもこの問題は、まだ実際的重要性をまだもつに至らないようなので、委員会は本条において送油管について言及しなかつたのである。

第71条について

1951年案（第6条）において、ほぼ同趣旨の規定が設けられ、1953年案（第6条）でそれが補正され、この1953年案が二三の語句の修正を受けてそのまま最終案に継承された。

大陸棚に対し沿岸国の主権的権利を認めるとしても、大陸棚の上部水域及びその上空の法的地位は不変であるとの基本原則を一般的に宣言しているのが第69条であつて、第71条はその基本原則を海洋自由の主要な内容をなす航行の自由と漁業の自由に適用した場合の規定である。

まず第1項において、大陸棚の調査及びその天然資源の開発が、航行、漁業または海の生物資源の保存に対して不当な妨害を及ぼすことがあつてはならない旨を規定している。ここで注意しなければならないのは、「不当な」(unjustifiable) 妨害だけが禁止されているのであつて、妨害一般が禁止されているのではないという点である。ここに伝統的国際法との矛盾がある。委員会

は、沿岸国に対し大陸棚の天然資源の調査及び開発のための主権的権利を基調とする大陸棚の制度を、現在の国際社会の必要に一致しているものとする。そしてもしもこの調査及び開発が、上部水域の航行及び漁業に対し、いかなる種類の妨害をも及ぼしてはならないものであると規定されるならば、現在の国際社会の必要に応えるものとして委員会が企図する大陸棚の制度そのものが、おそらく有名無実のものとなってしまうかもしれないと委員会は考えた。そこで委員会は国際法の暫進的発達の見地から、国際社会の新しい必要及び利益を勘考して、伝統的法原則への変更をはかつたのである。その変更の程度は、新しい必要及び利益のもつ相対的重要性によつて決定されるべきであり、委員会におけるその評価の結果が、第71条第1項の規定となつたのである。

従つてこの規定は、伝統的国際法への変更であると同時に、第69条の基本原則に対する例外でもある。

第一項の結果次のことがいえる。すなわち航行及び漁業に対する妨害は、たとえそれが実質的なものであるとしても、或る場合には正当とされる。また他方たとえ些細な妨害であつても、もしそれが大陸棚の調査及び開発の合理的な要求と無関係のものであるならば、不当とされるだろう。

沿岸国のとる措置が正当であるか不当であるかの判断を最初に下すのは沿岸国自身である。そしてもしもそれについて紛争がおきた場合には、事件は諸条の解釈及び適用に関するすべての紛争の解決について規定している第73条に基づいて決定されねばならない。

なお海の生物資源の保存に関しては、下層土の開発、石油鉍脈探査のための地震調査及び送油管からの漏洩によつて生ずる損害を予防するため可能なあらゆる手段がとらるべきである。

次に第2項から第5項までは、大陸棚の調査及び開発に必要な設備について、また設備の周囲の安全区域及び設備保護に必要な措置についての規定である。これらの規定は第1項の不当妨害禁止の規定に従う。安全区域の広さについては指定しなかつたが、委員会は半径500メートルで充分だと考えている。

設備が設けられたことについて、諸国政府に対してだけでなく航行及び漁業に関心を有する諸団体に対しても、すべての利害関係者に対して、その設備が海

図に記入されるため通告さるべきである。またいかなる場合でも、設備は警告装置（燈火、可聴信号器、レーダー、ブイ等）を備えていなければならない。

設備の設置計画については、原則として前以つて明らかにする義務はない。しかし仮に設けられた設備が多分に航行を妨害するおそれのあるような場合には、当然なさるべき警告手段がとられなければならない。また設備が廃棄されたり、不用となつた場合には、設備は完全に撤去されねばならない。

設備の一般的地位に関しては、第3項において明白に規定されている。設備は島の地位を有するものではなく、沿岸国は設備のために固有の領海を要求したり、沿岸国の領海劃定に設備の存在を関連せしめたりする権利はない。特に領海基算線を劃定する目的のために、設備の存在を考慮に入れることはできない。しかし一方において、設備そのものは、秩序維持及び沿岸国裁判所の民事及び刑事管轄のために、沿岸国の管轄下におかれる。

委員会は、ある海域においては航行妨害のいかなる権利をもはつきりと排除することが望ましいと考え、その海域として第5項に、狭い水道（narrow channels）または国際航行にとつて欠くべからざる承認された水路をあげている。言葉の通常の意味の海峡（straits）もそれに含まれると理解される。これらの海域の国際航行の目的のための重要性を考えるならば、たとえ設備や完全区域の設置維持が大陸棚の調査及び開発にとつて必要であるとしても、それらは排除さるべきであると思われる。

第72條について

1951年案（第7条）においては、大陸棚の境界劃定についての一般規則の提案はなされておらず、そのような一般規則を定めることは容易ではなく、またおそらく困難がおこるだろうと述べて、むしろこの問題について何もいいえないということを強調していた。境界は当事国間の協定によつて決めらるべきで、協定不成立の場合には仲裁裁判によつて決めらるべきであると提案するにとどまつた。ただ向い合っている国の間の大陸棚の境界については、中央線の採用を推薦していた。

1953年案（第7条）においては、大陸棚の境界劃定の一般規則として、しか

も隣接している国の場合にも，海岸が向い合っている国の場合にも，ともに適用しうる等距離の原則（principle of equidistance, principe de l'équidistance）に基づく一般規則の採用を提案した。この提案の根拠となつたものは，領海の境界劃定についての専門家小委員会の報告書である。等距離原則は，海岸が向い合っている国の場合には，1951年案において推薦されたと同様，中央線となる。1953年案が1951年案と異なるもう一つの点は，1953年案においては，境界劃定に関する紛争を決定的にかつ合理的に解決するための衡平と善に基づく仲裁裁判を用意することが必要であると考えず，それを仲裁手続の共通規定（第8条）に移付するにとどまつたという点である。

最終案は，若干の語句及び表現の変更を除いては，1953年案と同様である。大陸棚の境界劃定のための原則は，委員会が領海の境界劃定のために採用した原則と同じである。領海の境界の場合と同様，大陸棚の境界の場合も，海岸の例外的な地形とか島または可航水路の存在等によつて，特殊な事情が他の境界線を正当化する場合には，この線に当然変更がなされるべきものとしている。採用された規定がかなり弾力性のあるものであるから，こういう場合はしばしばおこる可能性がある。

大陸棚が二隣接国に接続している場合の大陸棚の境界劃定についても，本条の規定における弾力性の要素を認めながら，しかし一般規則としては両国間の領海の境界劃定に関すると同じ原則に従つて行われるべきであるというのが委員会の意見であつた。（領海の境界劃定については最終案第12条及び第14条参照）。

大陸棚の境界線を大縮尺海図に記入しておくことは無益なことではないだろう。しかしそれは領海の境界線を記入するということに較べて，海図使用者にとってはそれほど重要なことではないと委員会は考えたので，それについてはいかなる義務をも課することをさしひかえている。

第73条について

1951年案においては，本条に該当するような条項はなかつた。

1953年案（第8条）においては，大陸棚に関する諸条の解釈または適用につ

いて生ずる国家間のいかなる紛争も、いずれかの当事国の請求に基づいて仲裁裁判に付せらるべきであるとの一般仲裁裁判条項が含まれていた。

最終案においては、この1953年案が改正されて、紛争は当事国間で同意した方法により、当事国によつて解決さるべきであると規定され、もし解決方法について一致をみない場合には各当事国は紛争を国際司法裁判所に付託する権利をもつとされた。

大陸棚に関する諸条は、公海の制度に関する国際法の諸原則を、大陸棚に対する沿岸国の権利の承認と調和させるための試みの結果である。これら諸条の解釈及び適用にあつて、しばしば主観的な評価に頼ることが必要となつてくる。例えば第71条1項（第八会期委員会報告案 大陸棚第45条1項）に使用されている用語について、大陸棚を調査し開発するため沿岸国によつてとられる措置が、航行または漁業に対する「不当な」妨害となるかどうか・同条2項において規定されている如く、沿岸国により設けられる安全区域が設備の周囲において「適当な」距離を越えないかどうか・5項の用語について、「水路」は「承認され」ているかどうか、また「国際航行に欠くべからざる」ものであるかどうか・沿岸国が海底電線または送油管の敷設を妨げている場合に、沿岸国は真に第70条（同上報告案第44条）の精神の中において行動しているかどうか。これらの点について当事国間に評価の不一致を生ぜしめる可能性がある。もし法が尊重されず、また公平に法に従つて行動されないならば、大陸棚の新しい制度は海洋自由のより高度の原則を危険におとしいれるかもしれない。従つて大陸棚の調査及び開発に関して意見が一致しなかつたならば、当事国はこの問題について生ずるいかなる紛争をも公平な権威に委ねることが要求さるべきであろう。以上のような理由から問題の条項は挿入されたのである。

当事国は自ら欲する紛争の解決方法を決定しなければならない。当事国が解決方法について一致に到達し得ない場合には、両当事国は国際司法裁判所に事件を付託することができる。

4

委員会は、国際法委員会規程第23条1項(d)に従つて、国連総会に対し、

総会が海法——大陸棚はその一部である——を検討し、その成果を一つまたはそれ以上の国際条約或いはそれに匹敵する他の文書の中に具体化するため、全権委員による国際会議を召集することを勧告している。そしてその会議においては問題の単に法律的な面だけではなく、技術的、生物学的、経済的及び政治的な面も考慮すべきであるといつている。

委員会の意見としては、委員会報告でとりあげられている海法の種々な面を、この会議が取扱うべきであつて、それは海法の種々な部門は結びついており、相互に密接に関連しているものであるから、その一部分だけを取扱い、他の部分に触れないでおくことは極めて困難であるとの委員会の考えに基づいている。また委員会は1930年のヘーグ法典編纂会議において、諸国政府は領海の幅員について一致をみなかつたために、一致に到達しえた他の諸点についての条約をも締結することができなかつた過去の事例を考えて、今度はたとえある点について、かなりの意見の事実上の相違があつたとしても、そのことを以つて会議を延期するための理由とみなすべきではないと述べて、この過去の誤りを再びくりかえすことのないよう希望している。

以上述べた大陸棚に関する部分を含む海法に関する最終報告は、今年の第十一国連総会に提出される。

正誤 桑原輝路「大陸棚に関する国際法委員会最終報告」37頁の上から11行目と12行目の間に，次の1行を入れる。

第69條について
